

(2) リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

◎リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	4 2	2 7 3
延 滞 債 権 額 (B)	1, 5 9 2	2, 4 9 1
合 計 (C)=(A)+(B)	1, 6 3 5	2, 7 6 5
担 保 ・ 保 証 額 (D)	1, 1 7 9	1, 7 1 0
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	4 5 5	1, 0 5 5
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	4 4 6	1, 0 5 1
同 引 当 率 (G)=(F)/(E)	9 7. 9 7 %	9 9. 6 4 %

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
3 ヲ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	4 5 9	1, 2 4 4
合 計 (J)=(H)+(I)	4 5 9	1, 2 4 4
担 保 ・ 保 証 額 (K)	1 7 9	5 5
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	2 8 0	1, 1 8 9
貸 倒 引 当 金 (M)	1 7 4	2 8 5
同 引 当 率 (N)=(M)/(L)	6 2. 1 6 %	2 3. 9 9 %

3. リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
リスク管理債権の合計額 (O)=(C)+(J)	2, 0 9 4	4, 0 0 9
貸出金 (P)	3 9, 5 0 9	3 9, 4 2 0
貸出金に占める比率 (O)/(P)	5. 3 0 %	1 0. 1 7 %
保全額合計 (Q)=(D)+(F)+(K)+(M)	1, 9 7 9	3, 1 0 2
保全率 (Q)/(O)	9 4. 4 9 %	7 7. 3 6 %
自己資本額	5, 4 7 8	4, 7 6 3
自己資本比率	1 3. 2 6 %	1 1. 8 6 %

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

- ２．「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- ３．「３ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- ４．「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- ５．なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ６．「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ７．「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- ８．「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、３ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

１．金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和２年度
金 融 再 生 法 上 の 不 良 債 権 (A)	2, 1 0 0	4, 0 1 0
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6 3 4	6 4 0
危 険 債 権	1, 0 0 6	2, 1 2 5
要 管 理 債 権	4 5 9	1, 2 4 4
正 常 債 権	3 7, 7 0 2	3 5, 6 6 4
合 計 (B)	3 9, 8 0 3	3 9, 6 7 4
合計額に占める不良債権の比率 (A)／(B)	5. 2 8 %	1 0. 1 1 %
自己資本額	5, 4 7 8	4, 7 6 3
自己資本比率	1 3. 2 6 %	1 1. 8 6 %

- (注) １．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ２．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ３．「要管理債権」とは、「３ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権 (A)	2, 1 0 0	4, 0 1 0
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6 3 4	6 4 0
危険債権	1, 0 0 6	2, 1 2 5
要管理債権	4 5 9	1, 2 4 4
保全額 (C) = (D) + (E)	1, 9 8 5	3, 1 0 2
貸倒引当金 (D)	6 2 0	1, 3 3 6
担保・保証等 (E)	1, 3 6 4	1, 7 6 5
保全率 (C) / (A)	9 4. 5 0 %	7 7. 3 6 %
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (E))	8 4. 3 3 %	5 9. 5 6 %

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高	摘 要
				目的使用	そ の 他		
一般貸倒引当金	令和元年度	159	392	—	159	392	
	令和2年度	392	525	—	392	525	
個別貸倒引当金	令和元年度	386	446	10	375	446	
	令和2年度	446	1,051	156	290	1,051	
合 計	令和元年度	545	838	10	535	838	
	令和2年度	838	1,577	156	682	1,577	

(4) 貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	29, 353	15, 376

(5) 自己資本充実の状況

①自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,101,725	4,308,080
うち、出資金及び資本剰余金の額	155,236	153,352
うち、利益剰余金の額	4,952,366	4,161,628
うち、外部流出予定額 (△)	4,642	4,566
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,235	△ 2,334
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	392,090	478,130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	392,090	478,130
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,493,816	4,786,211
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	15,232	13,901
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	15,232	13,901
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	9,009
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,232	22,910
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,478,583	4,763,300

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,567,455	38,478,522
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720,150	△ 720,150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720,150	△ 720,150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,738,631	1,678,753
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	41,306,087	40,157,276
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.26%	11.86%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◇自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、153,352千円です。

②定量的な開示事項

(イ) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	39,567	1,582	38,478	1,539
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,287	1,611	38,521	1,540
我が国の政府関係機関向け	29	1	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,534	301	7,870	314
法人等向け	24,331	973	22,295	891
中小企業等向け及び個人向け	1,941	77	2,223	88
抵当権付住宅ローン	225	9	201	8
不動産取得等事業向け	1,755	70	1,728	69
3ヵ月以上延滞等	240	9	236	9
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	111	4	159	6
出資等	6	0	4	0
上記以外	4,109	164	3,797	151
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	395	15	395	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	193	7	335	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,319	92	1,866	74
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	677	27
ルック・スルー方式	—	—	677	27
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,738	69	1,678	67
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	41,306	1,652	40,157	1,606

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定手法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの計画に基づいた業務推進を行い、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一の施策として考えております。

(ロ) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く）

a. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー			
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券				デリバティブ 取引	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
国 内		84,923	86,166	39,803	39,681	22,736	22,188	—	—	457	394
国 外		5,898	5,698	—	—	5,898	5,698	—	—	—	—
地 域 別 合 計		90,821	91,865	39,803	39,681	28,634	27,886	—	—	457	394
製 造 業		12,004	12,115	3,989	4,300	8,014	7,814	—	—	2	5
農 業、林 業		31	21	31	21	—	—	—	—	—	—
漁 業		2	1	2	1	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、 土 砂 採 取 業		41	62	41	62	—	—	—	—	—	—
建 設 業		4,845	5,000	4,545	4,700	300	300	—	—	25	37
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業		1,899	1,499	0	0	1,899	1,499	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,197	1,070	94	67	1,099	1,000	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業		3,926	3,620	727	721	3,198	2,898	—	—	16	16
卸 売 業、小 売 業		6,748	6,736	4,048	4,036	2,700	2,700	—	—	6	6
金 融 業、保険業		33,802	36,784	5,495	5,995	7,799	8,197	—	—	—	—
不 動 産 業		1,967	2,091	1,767	1,791	200	300	—	—	61	61
物 品 質 貸 業		134	157	134	157	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		65	159	65	59	—	100	—	—	—	—
宿 泊 業		620	614	620	614	—	—	—	—	97	92
飲 食 業		571	574	571	574	—	—	—	—	10	10
生活関連サービス 業、娯 楽 業		1,029	1,161	929	1,061	100	100	—	—	15	15
教育、学習支援業		126	296	126	296	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		647	810	647	810	—	—	—	—	20	—
その他のサービス		2,596	2,396	2,594	2,395	—	—	—	—	35	11
国・地方公共団体等		12,587	11,199	9,042	7,991	3,321	2,975	—	—	—	—
個 人		4,326	4,013	4,326	4,013	—	—	—	—	166	139
そ の 他		1,648	1,476	—	6	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		90,821	91,865	39,803	39,681	28,634	27,886	—	—	457	394
1 年 以 下		28,375	25,813	6,008	6,458	2,845	2,240	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		7,708	13,735	4,316	4,826	3,092	4,108	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		10,462	7,853	6,466	4,087	3,995	3,765	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		8,879	9,728	4,239	4,493	4,639	5,234	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		15,111	14,703	9,873	10,887	5,238	3,815	—	—		
10 年 超		18,005	17,979	8,684	8,758	8,821	8,720	—	—		
期間の定めのないもの		2,277	2,052	215	168	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		90,821	91,865	39,803	39,681	28,634	27,886	—	—		

(注) 1. 貸出金には、貸出金に関する未収利息を含めて計上しております。

2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

3. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金や有形固定資産等が含まれます。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ｂ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
製 造 業	27	26	26	25	-	-	27	26	26	25	-	-
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	89	132	132	301	-	-	89	132	132	301	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
卸 売 業 、 小 売 業	26	21	21	15	-	1	26	19	21	15	0	0
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	43	42	42	41	-	-	43	42	42	41	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	3	3	3	-	-	4	3	3	3	-	-
宿 泊 業	6	20	20	298	6	1	-	18	20	298	22	3
飲 食 業	144	157	157	3	-	153	144	3	157	3	-	7
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	326	-	-	-	-	-	326	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	18	17	17	16	-	-	18	17	17	16	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	5	5	4	-	-	5	5	5	4	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	19	20	20	14	3	-	15	20	20	14	5	4
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	386	446	446	1,051	10	156	375	290	446	1,051	29	15

- (注) １．貸出金償却は、期中に償却した全ての貸出金償却の額を計上しております。
- ２．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
- ３．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、７３ページに掲載しております。
- ４．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

c. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	14,741	—	15,471
10%	—	1,417	—	1,592
20%	8,598	21,614	7,798	24,198
35%	—	643	—	575
50%	19,808	368	20,160	342
75%	—	1,744	—	1,993
100%	2,301	19,552	2,301	17,286
150%	—	32	—	44
250%	—	77	100	134
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	90,899		91,999	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約どおりに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。また、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定の債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制等のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や常勤理事会、理事会に対し報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定要領」（自己査定基準）及び「償却及び引当金計上に関する規定・償却及び引当金計上基準運営要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、債権額から担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額に対してキャッシュフローによる回収可能額を除いた残額を個別貸倒引当金として計上しており、実質破綻先及び破綻先については、担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額全額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

以下の4つの機関を採用しております。

- ・ J C R （株式会社 日本格付研究所）
- ・ R & I （株式会社 格付投資情報センター）
- ・ M o o d y ' s （ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S & P （スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ）

(ハ) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	846	696	2,068	2,115	—	—
①ソブリン向け	—	—	166	160	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	500	414	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	322	270	1,304	1,515	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	1	1	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1	1	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	20	8	596	439	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の受付に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取扱い姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適正な管理並びに適切な事務取扱いを行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、地方公共団体及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証があり、これらが保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

③オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または対外事象の発生により当金庫に生ずる損失にかかるリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク等を含むリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクの認識・評価・コントロール等のための態勢を整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理・緊急時の態勢を整備すること等を基本とし、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、現状、基礎的手法を採用しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を設置し、各リスクの管理担当部署と連携して協議・検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や理事会等に報告する態勢を整備しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

⑤証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

⑥出資等エクスポージャーに関する事項

(イ) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	403	403	401	401
合 計	403	403	401	401

(注) 1. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式、投資事業組合出資金のほか、
信金中央金庫出資金やその他の出資金です。

(ロ) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	2	0
売却損	1	1
償 却	0	0

◇銀行勘定における出資その他これらに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、保有限度枠の状況や市場リスクの予想損失額等を分析し、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等にかかるリスクの認識については、財務諸表等を基にした分析・評価を実施し、適切なリスク管理に努めております。

⑦金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,882	2,670	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	51	72
3	スティープ化	2,112	2,027		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,882	2,670	51	72
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,763		5,478	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

◇定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要	
A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明	当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、I R R B B：Interest Rate Risk in the Banking Book ※)については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。 (※ I R R B Bとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)
B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明	当金庫では、A L M管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めております。
C. 金利リスク計測の頻度	6月末、9月末、12月末、3月末を基準日として、四半期毎にI R R B Bを計測しております。
D. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明	当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2)金利リスクの算定方法の概要	
A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$ (※)並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 (※$I R R B B$のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されているものをいいます。)	
(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
(c)流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
(d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
(e)複数の通貨の集計方法及びその前提	当金庫では $I R R B B$ の算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
(f)スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)	当金庫では $I R R B B$ の算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
(g)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用しておりません。
(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明	固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約について、前事業年度末の開示においては考慮していませんでしたが、当事業年度末においては金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成から見て、妥当な範囲に収まっていると考えております。
B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	
(a)金利ショックに関する説明	$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、$V a R$及び100BPVを計測しております。
(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点)	当金庫では、債券の金利リスクを$V a R$及び100BPVにより管理しております。 市場取引においては、$V a R$及び100BPVに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益のアラームポイントなどを設定し、常時モニタリングを行っております。 また、当金庫では、収益管理のため、市場環境等を考慮した金利シナリオに基づいた収益シミュレーションを、四半期毎に実施しております。

(6) 有価証券、金銭の信託、信用金庫法施行規則第102条
第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価
額、時価及び評価損益

◎有価証券

1. 売買目的有価証券

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	1,907	2,225	318	1,906	2,204	297
	社債	700	700	0	700	700	0
	その他	2,198	2,254	56	3,998	4,075	77
	小計	4,805	5,180	375	6,605	6,980	375
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	700	699	△0	500	499	△0
	その他	3,700	3,514	△185	1,699	1,663	△36
	小計	4,400	4,213	△186	2,199	2,163	△36
合計		9,205	9,394	188	8,805	9,144	339

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

2期とも該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	債券	13,344	13,010	333	14,693	14,360	332
	地方債	918	799	119	915	799	115
	社債	12,425	12,210	214	13,778	13,561	216
	その他	—	—	—	592	586	6
	小計	13,344	13,010	333	15,286	14,947	339
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	債券	6,343	6,418	△ 75	4,622	4,720	△ 97
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,343	6,418	△ 75	4,622	4,720	△ 97
	その他	—	—	—	769	800	△ 30
	小計	6,343	6,418	△ 75	5,391	5,520	△ 128
合 計		19,687	19,428	258	20,678	20,467	210

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度 貸借対照表計上額	令和2年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	該当なし	該当なし
関連法人等株式	該当なし	該当なし
非上場株式	4	4
投資事業組合出資金	2	0
合 計	6	4

◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

◎信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

2期とも該当ありません。

15. 自動機器設置状況

◎自動機設置台数

	設置店舗数(台数)	店舗外A T M設置数(うち共同設置数)
令和 2年3月	9 (12)	5 (0)
令和 3年3月	9 (12)	5 (0)

◎自動機設置一覧

設置店舗等	設置機械等
本店営業部	A T M (2台)
福野駅前支店	A T M
城端支店	A T M
戸出支店	A T M (2台)
津沢支店	A T M
中田支店	A T M
砺波支店	A T M (2台)
井波支店	A T M
高岡支店	A T M
福野ア・ミュー出張所	A T M
南砺市役所福野行政センター出張所	A T M
戸出中央出張所	A T M
アルビス中田店出張所	A T M
MEGAドン・キホーテUNY砺波店出張所	A T M

(注) 1. 中田支店、福野駅前支店および南砺市役所福野行政センター出張所のA T Mは、土曜日・日曜日・祝日は稼動しておりませんので、ご利用いただけません。